

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	鑑札の再交付	
根拠法令・条項	狂犬病予防法施行令第1条の2	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	<p>市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。（狂犬病予防法施行令第1条の2）</p> <p>犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地の市町村長に再交付を申請しなければならない。（狂犬病予防法施行規則第6条）</p> <p>省令第6条第1項又は第13条第1項の規定による申請は、鑑札・注射済票再交付申請書(様式第4号)によらなければならない。（堺市狂犬病予防法施行細則第4条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	